

◎新潟県告示第1374号

知事はその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和6年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係		別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係	
	証 明		証 明
1 ～ 7	(略)	1 ～ 7	(略)
8	新潟県屋外広告物条例施行規則(平成8年新潟県規則第2号) <u>第21条第6項</u> の規定による屋外広告物講習会修了証書の再交付	8	新潟県屋外広告物条例施行規則(平成8年新潟県規則第2号) <u>第19条第5項</u> の規定による屋外広告物講習会修了証書の再交付
9 ～ 16	(略)	9 ～ 16	(略)
17	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることの証明		
(7)～(9) (略)		(7)～(9) (略)	